

国における消費者行政の動向について

1 これまでの国の消費者行政（消費者庁発足前）

- (1) **昭和 43 年** 消費者保護基本法制定
 (2) **平成 16 年** 消費者基本法施行（消費者保護基本法を改正）

従来の消費者保護政策を見直し、

「消費者の権利の尊重」と「自立の支援」を基本理念とする

■「消費者の権利」

- ・安全の確保 ・選択機会の確保 ・情報及び教育の機会の提供
- ・意見の政策への反映 ・被害の適切・迅速な救済

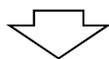
■消費者の「自立の支援」のための施策の充実・強化

- 安全確保の強化（情報の収集・提供等）
- 消費者契約の適正化の規定新設（契約締結時の情報提供や勧誘の適正化など）
- 学校等の場を通じた消費者教育の充実
- 都道府県・市町村がともに苦情処理のあっせんに努める
 都道府県は市町村と連携し、主として高度の専門性、広域の見地への配慮を必要とする苦情処理のあっせんを行う。

- (3) **平成 17 年4月**「消費者基本計画」（平成 17 ～21 年度）を閣議決定

消費者利益の擁護・増進に関する重要課題に政府全体として計画的・一体的に取り組むに当たっての基本的方針として「消費者基本計画」を策定。

- 「中国産冷凍餃子事件」、「こんにやく入りゼリー事故」、「ガス機器一酸化炭素中毒事故」等の消費者被害の発生に対する縦割り行政に対して、消費者から行政への大きな不信を招く事件等の発生。
- 高齢社会を迎えるに当たって高齢者の生活の基盤である資産を狙った悪質商法など、暮らしの土台そのものを揺るがす問題の発生。



- (4) **平成 20 年** 消費者行政を一元化するため「消費者行政推進基本計画」を閣議決定

《計画の概要》

- 消費者の不安不信を招いた個々の事件への政府全体の対応力の向上を目指し、消費者行政を一元化する新組織の創設
- 「これまでの施策や行政の在り方を、消費者基本法の理念である『消費者の利益の擁護及び増進』『消費者の権利の尊重及びその自立の支援』の観点から積極的に見直

して『パラダイム（価値規範）転換』をし、「消費者の更なる意識改革」を促し、消費者・生活者が主役となる社会の実現に向けて取り組む

2 消費者庁発足に伴う法改正

(1) 平成 21 年 9 月 消費者庁及び消費者委員会設置法

ア 消費者庁設置の意義

消費者行政の枠組みを刷新し、従来の「事業者優先」から「消費者視点」に立った行政へ転換

イ 設置目的

消費生活に係る問題を総合的・抜本的に解決するための消費者庁及び委員会の設置

ウ 消費者庁の役割

- ・消費者事故情報等の一元的な収集、調査・分析
- ・消費者行政の司令塔として、各省庁に対し、勧告
- ・縦割りを超えて、新法を企画立案
- ・消費者に身近な諸法律を所管
- ・消費者安全法に基づき、各省への措置要求、すき間事案への対応

(2) 消費者庁設置に伴う関係法令の整備

ア 平成 21 年 9 月 消費者庁及び消費者委員会設置法施行に伴う関係法律の整備に関する法律

《表示関係》

内閣総理大臣が、消費者の生活に密接に関連する物資の品質等に関する表示の基準等を定め、これを順守させるための命令を行うことができるよう、次の法律を改正し、規定

- ・不当景品類及び不当表示防止法(景表法)、
- ・農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS 法)
- ・家庭用品品質表示法
- ・食品衛生法
- ・健康増進法
- ・住宅の品質確保の促進に関する法律

《取引関係》

特にトラブルの多い取引の適正化を図るため、消費者庁がこれからの法律の企画立案、執行できるように、内閣総理大臣の権限を次の法律を改正し、規定

- ・特定商取引に関する法律
- ・特定電子メールの送信の適正化等に関する法律
- ・特定商品等の預託等取引関係に関する法律(預託法)

《業法関係》

二重行政を避ける観点から、内閣総理大臣が、業所管大臣が行う事業者に対する業務改善命令等の処分について、あらかじめ協議をうけ、必要な意見を述べる仕組みを次の法律を改正し、規定

- ・貸金業法
- ・割賦販売法
- ・宅地建物取引業法
- ・旅行業法

《安全関係》

①高度な科学的、専門的知見を必要とする安全関係の基準について、消費者被害の実態を十分反映したものとするため、あらかじめ、内閣総理大臣が当該基準を策定する大臣から協議を受ける仕組みを次の法律を改正し、規定

②消費生活用製品による重大な危害の発生及び拡大の防止を図るため、内閣総理大臣が製造業者等から報告を受け、必要な公表を迅速に行うことができる仕組みを規定

③食品の安全確保に関する基本的事項の策定、リスクコミュニケーションの調整等の権限を、消費者庁に移管

- ・消費生活用製品安全法(消安法)
- ・有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(家庭用品規制法)
- ・食品衛生法
- ・食品安全基本法

《その他》

消費者庁において、消費者の利益の擁護及び増進に関する政策を企画立案、推進するため、内閣府から移管

- ・消費者基本法
- ・消費者契約法
- ・製造物責任法
- ・出資の受け入れ、預り金及び金利等の取引に関する法律(出資法)
- ・無限連鎖講の防止に関する法律(ねずみ講防止法)
- ・公益通報者保護法
- ・国民生活安定緊急措置法

イ 平成 21 年 12 月 「特定商取引に関する法律」及び「割賦販売法」の一部を改正する法律

改正の概要:高齢者等に対する悪質な勧誘販売行為やそれを助長するクレジット会社の不適正与信あるいは過剰与信を対処するための次の点について法の抜本的な改正を実施

- ①規制の抜け穴の解消
- ②訪問販売の規制強化
- ③クレジットの規制強化
- ④インターネット取引等の規制強化

ウ 平成 21 年 12 月 消費者安全法

法律の概要:消費者庁設置に伴い、消費者被害の防止と消費生活の安全を確保するため、国、地方公共団体の責務、努力義務を規定

- ①内閣総理大臣による基本方針の策定
- ②地方公共団体による消費生活相談等の事務の実施
- ③消費生活センターの設置（都道府県＝必須、市町村＝努力）
- ④消費者事故等に関する情報を消費者庁に集約
- ⑤消費者安全調査委員会による消費者事故等の調査等の実施

3 最近施行等された消費者行政関連法

ア 平成 22 年 6 月 改正貸金業法

概要:新規貸し出しの規制、上限金利の引き下げ等を規定

イ 平成 24 年 12 月 消費者基本法の一部を改正する法律

概要:消費者白書を国会に提出する義務を規定

ウ 平成 24 年 12 月 消費者教育の推進に関する法律

概要:消費者教育に関し、国、地方公共団体、消費者団体、事業者・事業者団体等の責務・役割等を明らかにし、国が基本方針の策定その他の必要な事項を定めることにより、消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、消費者の自立を支援について規定

エ 平成 25 年 2 月 特定商取引に関する法律の一部を改正する法律

概要:訪問買取りに係る制度を規定

オ 平成 25 年 4 月 消費者安全法の一部を改正する法律

概要:財産被害の拡大防止を図るために適用する法律がない場合、事業者に対し、取引の取りやめなど権限等必要な行政措置を規定

カ 平成 25 年 6 月 食品表示法

概要: 食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、食品衛生法、JAS 法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して食品表示に関する包括的、一元的な制度の創設について規定

キ 消費者の財産被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律 (継続審議)

概要: 多数の消費者の被害の回復を容易にするため、新たな訴訟手続を新設

4 基本計画等の策定

ア 消費者基本計画（2 期目・計画期間 22～26 年度）の策定（概要別紙 1 参照）

策定の趣旨: 食の安心安全や高齢者の資産を狙った悪質商法など、暮らしの土台を揺るがす問題の発生に加え、行政の対応に不信を招いていることに対し、各主体が消費者の立場に立って、消費者施策の計画的・一体的な推進に取り組むための計画を策定

策定・改正経過

平成 22 年 3 月 30 日閣議決定
平成 23 年 7 月 8 日一部改定
平成 24 年 7 月 20 日一部改定
平成 25 年 6 月 28 日一部改定

イ 平成 25 年 6 月 消費者教育推進法に基づく基本的な方針を策定(概要別紙 2 参照)

策定の趣旨: 消費者教育の推進の意義及び基本的な方向、推進内容、関連する他の消費者政策との連携に関する事項を定め、都道府県及び市町村の消費者教育推進計画の基本となるものとして策定

5 地方消費者行政の充実強化

(1) 地方消費者行政強化のための「集中育成・強化期間」の設定

平成 21 年度から 23 年度までの 3 年間を地方消費者行政強化のための期間として設定し、地方公共団体を集中的に支援

(2) 「地方消費者行政活性化基金」の造成

「地方消費者行政活性化交付金」制度を創設し、消費生活センターの設置・機能充実、相談員の養成やレベルアップなど消費者行政の自主的な取り組みを財政面から支援（基金の取り崩しについては、平成 25 年度まで延長）

事業メニュー	内容
ア 消費生活相談機能整備事業・強化事業	消費生活センターや窓口の整備（新設、増設、拡充）
イ 消費生活相談員養成事業	消費生活相談を担う人材の育成
ウ 消費生活相談員等レベルアップ事業	相談員への研修開催、研修参加支援
エ 消費生活相談体制整備事業	消費生活相談員等の配置のための人件費・処遇改善
オ 市町村の基礎的な取組に対する支援事業	市町村の相談体制整備や水準向上への支援
カ 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進法の制定を踏まえた消費者の安全と安心を確保するための事業 ・地域の多様な主体等との連携・協働による事業 ・事業指導や法執行の強化を図るための事業 ・その他先進性、モデル性の高い事業

(3) 地方消費者行政の充実・強化のための指針の策定(概要別紙3参照)

「集中育成・強化期間」後における地方消費者行政の充実・強化に向けた方向性と重点的な取り組みについての指針

平成 24 年度消費者政策の実施の状況（白書）

消費者基本法の改正（平成 24 年 8 月）により、毎年、「消費者政策の実施状況」及び「消費者事故等に関する情報の集約及び分析」についてとりまとめを実施し、国会に報告することが定められ、平成 25 年 6 月に法定白書として初めて公表された。

【白書の内容】

第 1 部 消費者行動・意識と消費者問題の現状

第 1 章 消費者を取り巻く社会経済情勢と消費者行動・意識

第 2 章 **特集** 高齢者の消費者トラブル

○高齢者を取り巻く社会経済状況、トラブルの実態と対応

第 3 章 消費者問題の動向

○消費者問題の概況、生命身体に関する消費者事故、財産分野に関するトラブル

○東日本大震災に関する消費生活相談

第 4 章 消費者政策の展開

○消費者政策の基本的な枠組みと主な進展

第 2 部 消費者政策の実施状況

第 1 章 消費者の権利の尊重と消費者の自立支援

○消費者の安全・安心の確保

○消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保

○消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実

○消費者の意見の消費者政策への反映と透明性の確保

○消費者の被害等の救済と消費者の苦情処理・紛争解決の促進

第 2 章 地方公共団体、消費者団体等との連携・協働と消費者政策の実効性の確保・向上

○地方公共団体への支援・連携

○消費者団体との連携

○事業者や事業者団体による自主的な取組の進展

○行政組織体制の充実・強化

第 3 章 経済社会の発展等の環境変化への対応

○環境に配慮した消費行動と事業活動の推進

○高度情報通信社会の進展への的確な対応

○国際化の進展への対応

○東日本大震災に係る消費者のための取組